

日光労働基準監督署管内・建設業で

死亡労災多発！

栃木県内・建設業において令和5年以降発生した死亡災害8件のうち4件が日光労働基準監督署管内で発生しています。

- 何よりも安全第一であることを、経営者、管理者、作業員、発注者、それぞれが今一度決意してください。
- 現場の設備、機械、環境、作業手順、周知教育が安全第一なものとなっているか確認し、維持できるようにしてください。
- 作業が安全第一に行われるよう声を掛け合ってください。



**あわてず！
あせらず！
あなどらず！**

栃木労働局
日光労働基準監督署

ウェブサイト：
栃木労働局HP>労働基準監督署>日光労働基準監督署からのお知らせ
(2025.7.3)

令和5年1月～7年6月 栃木県内建設業における死亡労働災害発生状況

番号	発生月 時間帯	事故の型 起因物	業種		災害の概要
			事業場規模		
1	令和5年6月	墜落・転落	土木工事業		被災者は、地山の開口部端から、2.5メートル下の掘削床に転落し重体となり入院していたところ、約8か月後に合併症等により、死亡したもの。【日光監督署管内】
	15時～16時	開口部	1～10人		
2	令和5年11月	転倒	土木工事業		被災者は、削孔機を操作して移動中、削孔機が横転し、下敷きとなり、死亡したもの。【日光監督署管内】
	10時～11時	建設機械	1～10人		
3	令和6年2月	墜落、転落	その他の建築工事業		私宅敷地内に併設された納屋において、当該納屋のスレート屋根上で、踏み抜き防止措置を講じぬまま当該スレート屋根の補強屋根葺きをしていたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、死亡したもの。
	14～15時	屋根、はり、もや、けた、合掌	1～9人		
4	令和6年10月	墜落、転落	その他の建築工事業		雑居ビル屋上に設置された階段室の屋根上に防水シート施工を行っていたところ、何らかの理由により高さ約15mの端部から地面に墜落して死亡したもの。
	16～17時	屋根、はり、もや、けた、合掌	1～9人		
5	令和6年12月	はさまれ、巻き込まれ	その他の建設業－その他		自社資材置場において、トラックを誘導していたところ、同僚の運転するドラグショベルの後退時にひかれ、死亡したもの。
	13～14時	掘削用機械	1～9人		
6	令和6年12月	墜落、転落	その他の建築工事業		作業者2名で什器を持ちながら階段を上っていたところ、什器を持っていた被災者が体勢を崩し、階段の手すりの隙間をすり抜け、高さ約4メートルの箇所から墜落し、死亡したもの。【日光監督署管内】
	8～9時	階段、棧橋	1～9人		
7	令和7年2月	飛来、落下	木造家屋建築工事業		木造2階建て一般住宅解体工事現場において、バックホウを用いて家屋2階部分の解体を行っていたところ、屋根部分からベニヤ板（縦90cm、横180cm、厚さ12cm）が落下し、付近で廃棄物の分別作業をしていた被災者の背中に直撃したもの。
	15～16時	木材、竹材	1～9人		
8	令和7年6月	助壊、倒壊	機械器具設置工事業		ケーブルクレーンの設置工事において、高さ6mの上部鉄塔付近で動滑車にワイヤーロープを取付ける準備作業をしていたところ、何らかの原因により当該鉄塔が倒れてきて、労働者に激突し、鉄塔に挟まれたもの。【日光監督署管内】
	9～10時	クレーン	1～9人		
※1	番号1・・・所属会社：管内 番号2・・・元請会社：管内、所属会社：管外			番号6・・・元請会社：管外、所属会社：管外。 番号8・・・元請会社：管外、所属会社：管外。	
※2	日光監督署管内建設業においては令和5年中にこの他に2件の労災外の死亡災害が発生している。 ① 会社経営者が伐木作業中に伐倒木に激突されたもの。会社は管轄外。 ② 一人親方が解体作業中に解体物に激突されたもの。元請会社も一人親方も管内。				